(参考) 用語の解説

※同じ用語が複数ページに記載されている場合は、最初に記載しているページを表記しています。

<u>あ行</u>

■ 空家等対策の推進に関する特別措置法 (p. 1)

適切な管理が行われていない空家等が防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしていることに鑑み、地域住民の生命、身体又は財産を保護するとともに、その生活環境の保全を図り、あわせて空家等の活用を促進するために制定された法律

■ 空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な指針 (p. 2)

空家等対策の推進に関する特別措置法第5条第1項に基づき国土交通大臣および 総務大臣が定めた空家等対策に関する基本指針

■ 空家総合戦略・大阪 (p. 2)

「住まうビジョン・大阪」を実現するための個別戦略として、大阪府内の空家等対策を今後3年間(平成28年度から平成30年度)で戦略的かつ集中的に進める取組をまとめた計画

■ インスペクション (建築物現況調査) (p. 41)

建物の基礎、外壁など建物の構造耐力上主要な部分及び雨水の浸入を防止する部分に生じているひび割れ、雨漏り等の劣化・不具合の状況を把握するための調査

■ 大阪の住まい活性化フォーラム (p. 59)

大阪府が中古住宅流通・リフォーム市場の活性化により、府民の住生活の向上と 大阪の地域力・安全性の向上を進めていくため、中古住宅流通やリフォーム・リノ ベーションに関わる民間団体・事業者と公的団体とともに設立した団体

■ 大阪府空家等対策市町村連携協議会 (p. 61)

大阪府域の空家等対策の推進および地域再生を図るため、大阪府並びに府内 43 市町村で構成された協議会

か行

■ 既存不適格建築物(p. 55)

既存の適法な建築物が法令の改正等により違反建築物とならないよう、新たな規定の施行時又は都市計画変更等による新たな規定の適用時に現に存する又は工事中の建築物については、新たに施行又は適用された規定のうち適合していないものについては適用を除外することとし、原則として、増改築等を実施する機会に当該規定に適合させることとしている建築物

■ 固定資産税等の住宅用地特例 (p. 33)

住宅用地(居住用家屋の敷地)については、固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置が設けられおり、固定資産税及び都市計画税が軽減される

さ行

■ 住まうビジョン・大阪 (p. 2)

住生活基本法に基づく「大阪府住生活基本計画」として策定されたもので、今後の大阪府の住宅まちづくり政策がめざすべき目標、政策の枠組みや施策の展開の方向性を示す計画

■ 相続財産管理人(p. 56)

家庭裁判所から選任され、相続人の存在,不存在が明らかでない(相続人全員が相続放棄をして,結果として相続する者がいなくなった場合も含まれる。)相続財産の管理を行う者をいう

た行

■ 土地取引規制基礎調査概況調査 (p. 10)

土地取引動向の概況を把握するための調査で、登記情報に基づき毎年1月から12月の間に全国で取引された土地の総件数や総面積の動向を市区町村別に集計した調査

■ 特定既存耐震不適格建築物 (p. 30)

耐震改修促進法第 14 条に規定され、多数の者が利用する特定既存耐震不適格建築物、危険物関係特定既存耐震不適格建築物、通行障害既存耐震不適格建築物に分類される。

■ 特殊建築物 (p. 55)

建築基準法第2条2項で定められた学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、市場、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、旅館、共同住宅、寄宿舎、下宿、工場、倉庫、自動車車庫、危険物の貯蔵場、と畜場、火葬場、汚物処理場その他これらに類する用途に供する建築物

は行

■ 不燃領域率 (p. 36)

市街地の「燃え広がりにくさ」を表すもので建物の不燃化や道路、公園などの空地の状況から算出される

■ 不在者財産管理人 (p. 56)

従来の住所又は居所を去り、容易に戻る見込みのない者(不在者)に財産管理人がいない場合に、家庭裁判所の選任によって不在者の財産を管理、保存するほか、 家庭裁判所の権限外行為許可を得た上で、不在者に代わって、遺産分割、不動産の 売却等を行う者

<u>ら行</u>

■ リノベーション (p. 41)

リノベーションは新築時の目論みとは違う次元に改修する改修とされている。一般的には、建物を大幅に改修し、古い建物を新しい状態に戻すのではなく、大規模な設備更新や間取り変更などを伴い、建物に新たな付加価値を与えることを目的としたもの

■ リフォーム (p. 41)

新築時の目論みに近づく様に復元する修繕

■ 略式代執行 (p. 53)

特定空家等へ必要な措置を命じようとする場合において、過失がなくてその措置 を命ぜられるべき者を確知することができないとき、その者の負担において行政庁 自ら、又は第三者をして履行しない者の義務を履行し、その費用をその者から徴収 すること